

広島県選挙管理委員会告示第二十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項
第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があつたので、法第十九条の二第一
項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和五年三月十六日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
柴崎 美智子	柴崎美智子後援会	(令和) 4・10・31
野村 功次郎	野村功次郎後援会	4・11・28
森川 央	森川ひさし後援会	4・11・15
的場 博之	的場博之後援会	(平成) 30・12・31
砂原 克規	砂原会	(令和) 4・8・8
大田 智弘	大田智弘後援会	2・12・31